

旭川市社会教育基本計画の点検・評価について

1 旭川市社会教育基本計画について

旭川市社会教育基本計画は、社会教育行政が果たすべき役割と基本的取組を示したものとなっており、2つの基本理念とその実現のために5つの基本目標、基本目標を達成するための「基本施策」、「主な取組」を示しています。

基本計画の11ページ以降に、基本施策の考え方と併せて「主な取組」ごとに「施策事業」を設定しており、この「施策事業」に基づいて各担当課が事業を実施しています。

2 「点検・評価」の進め方

おおむね次のとおりです。

- ① 各担当課により事務事業評価を行う。
- ② 各担当課と関連する附属機関による施策評価を行う。
- ③ 上記①、②の評価結果を部内全体でまとめ、社会教育委員会議へ諮る。

※社会教育委員会議へお諮りし、いただいたご意見は、翌年度の事業へ生かして参ります。

3 「点検・評価」とは

教育委員会では、毎年度、学校教育部、社会教育部の実施した事業について、「点検・評価」を行い、「教育委員会の事務に関する点検・評価報告書」として公表しています。

(別紙『旭川市社会教育基本計画 点検・評価に係る概念図』のとおり)

この報告書は、第1章から第3章までの構成となっており、第2章に学校教育部、社会教育部それぞれの「点検・評価」が掲載されます。社会教育委員の皆様には、そのうちの社会教育部関係部分である「旭川市社会教育基本計画の点検・評価」についてご意見をいただきます。

ご意見をいただく時期につきましては、7月上～中旬頃に開催する社会教育委員会議の場でお願ひしたいと考えています。

社会教育基本計画 点検・評価に係る概念図

教育委員会の事務に関する点検・評価報告書

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条（事務の管理及び執行の状況について、毎年点検評価を行い公表する。）

第1章

教育委員会の活動状況の点検・評価
※教育委員会の会議の開催状況などを明らかにし、成果や課題を踏まえ、今後の活動の改善に資する。

第2章

計画に基づいた点検・評価
※各計画に基づき、前年度の主な取組を整理し現状を把握し、成果や課題を踏まえ、今後の方向性を明らかにする。

社会教育基本計画
点検・評価
(社会教育部)

学校教育基本計画
点検・評価
(学校教育部)

第3章

学識経験者の意見
※点検・評価の客観性の確保と今後の取組に向けた活用を図る。

意見

社会教育基本計画 点検・評価 (社会教育部における動き)

社会教育基本計画
「点検・評価のあり方」

事務事業評価

施策評価

各課・施設

各課・施設及び
各施設附属機関

意見

社会教育委員